「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」素案に

資料１－７

対するパブリックコメントの実施結果について

１　募集期間

令和3年2月20日(土)から3月6日(土)【15日間】

２　周知方法

(1)広報いたばし(2月20日号)

(2)区ホームページ

(3)区政資料室及び各区立図書館における閲覧

(4)「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信

(5)「区公式Twitter」、「eモニター」及び板橋区統合アプリ「ITA-Port」での情報配信

(6)庁舎内の広告付電子掲示板での周知

(7)エコポリス板橋環境行動会議への周知

３　件数

33件・４人(メール2人、Web提出2人)

| № | 項目 | 意見の概要 | 区の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 第１章地球温暖化対策実行計画とは | 2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにすることを目標とするこの実行計画に私は期待している。しかし、本計画が具体的には区民･事業者が取り組むべき内容であり、区の事務事業編が別計画となっているために、全体がつかみにくい。 | 第１章に記載のとおり、「（仮称）地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025」は令和４年度を初年度とし、本計画と基本的な方針・方向性を統一した追録版として策定するほか、令和８年度から始まる次期計画では、区域施策編と事務事業編を一体的に作成していきます。 |
| ２ | 第２章将来像と計画の目標 | 第２章冒頭「オール板橋で脱炭素をめざす」の「二酸化炭素排出量の内訳」（P10）のグラフ中、板橋区役所は事業部門に入るのだろうか。板橋区役所は区内では大きな事業体と思われるが、区役所の二酸化炭素排出量が全体に占める割合がわかると区全体の様子が身近でわかりやすくなる。 | 板橋区役所は主に業務部門に入りますが、本計画は参考資料４のとおり、オール東京62市区町村共同事業において算出された板橋区域全体の値を採用しており、板橋区役所のみの排出量は提供されていません。なお、算出方法は異なりますが、2017年度における区施設を含む板橋区役所のエネルギー使用量から区が算出した二酸化炭素排出量は約3.0万t-CO2でした。 |
| ３ | 2025年までの削減目標であるが、どのようにして減らすかが具体的に描かれていないように思う。また、30％にする理由がわからない。区は東京都の一員なのだから、東京都の削減目標に合わせるべきではないのか。資料編では、トレンド予測で、国の施策（補助金？）により削減できる量を算出したように読める。 | 第３章の「進捗管理に関する指標の設定」において、2025年の計画目標の実現に向けて指標を設定し、毎年推移を把握いたします。計画目標の推移が不十分な場合は指標の進捗から強化すべき取組を決定するなど、ＰＤＣＡサイクルに基づき進めてまいります。削減目標については国と都の削減率を板橋区の地域特性を考慮したうえで検討し、設定しました。トレンド予測では、国の取組だけでなく、区の取組による削減分も含めて削減目標を設定しています。 |
| ４ | 第２章将来像と計画の目標 | 「気候危機」への言及について気候変動の状況は年々深刻化し、2020年６月には環境省も「気候危機宣言」をしている。基本方針の中で「気候危機に今から備えよう」という表現があるが、４ページ、５ページ、12ページなどにも、現状が即に「気候危機」として認識されている旨の記述を追加していただきたい。 | 「気候危機」宣言については、今後必要性も含めて検討していきたいと考えています。同様の記述として、第２章の中扉裏や「地球温暖化に対する適応」で「気候変動の影響が危機的様相を呈している」旨について言及し、温暖化対策の重要性について説明していきたいと考えています。 |
| ５ | 気候危機の深刻化と、パリ協定など世界の動きの中で注目されている、「気候正義」の概念についても、追記していただきたい。「気候正義」とは、先進国に暮らす人々が化石燃料を大量消費してきたことで引き起こした気候変動への責任を果たし、全ての人々の暮らしと生態系の尊さを重視した取り組みを行うことによって、化石燃料をこれまであまり使ってこなかった途上国の方が被害を被っている不公平さを正していこうという考え方である。先進国である日本は、気候変動により大きい責任を負っている。気候正義に基づけば、1.5℃目標達成のために、日本は本来カーボンニュートラルを超えて、さらに踏み込んだ削減を国内外で行わなければならない。 | 1.5℃目標達成に向けて2050年までにカーボンニュートラルを実現すること自体、かなりハードルの高い、野心的な目標であると捉えているため、現時点では、区として直ちに「気候正義」の考え方に立つことは難しいと考えます。 |
| ６ | 中間目標として、2025年30％削減、2030年40％削減(参考値)が掲げられているが、2025年までの「ゼロカーボン」を視野に入れれば十分と言えない。東京都知事は、2021年1月27日、ダボス会議にて2030年までに都内の温室効果ガス排出量を2000年比で50％削減をすることを表明した。板橋区の計画においても、東京都のこの表明について言及し、板橋区としても今後同レベルの削減への見直しが求められることも、追記していただきたい。 | ダボス会議で東京都知事が表明した内容については、計画書に記述を追加いたします。削減目標の見直しについてですが、本計画において区は、2013年から2025年の12年で30％削減することを目標としています。対して東京都は、2000年から30年かけて50％削減すると表明しています。このまま2050年まで同様の削減率で推移した場合は、区の方が高い削減率となります。削減目標の見直しについては、今後も、世界の情勢や国や東京都の状況を注視し必要に応じて対応してまいります。 |
| ７ | 第２章将来像と計画の目標 | 「非連続な革新的イノベーション」についてであるが、2050年に向けて「技術革新」への期待が大きいように見える。しかし、現時点ではＣＣＵＳなどの技術は確立されておらず、コストも高いものである。また、こうした技術に期待して、化石燃料を使い続け、本来行うべきエネルギー消費の削減やエネルギー転換が行われない恐れがある。板橋区においても、技術革新への期待は最小限にとどめるべきである。エネルギー消費のあり方やまちづくりの根本的な転換を大前提とし、省エネルギーや再生可能エネルギーなど、既存技術の活用が最も重要であることを、追記していただきたい。 | 「非連続な革新的イノベーション」や技術革新を進めるために将来像を定め、基本方針Ⅰ～Ⅵの取組を掲載し、省エネルギーや再生可能エネルギー等による具体的な取組内容や施策を掲載しました。第３章に2050年までの行程表を掲載し、数値指標を用いながら、より省エネルギー化や再生可能エネルギー化の取組が進むよう反映しています。 |
| ８ | 第３章将来像の実現に向けた取組 | 全ての区の施設は環境の広告塔になるため「エネルギーと環境に配慮した公共施設等の整備」は重要だと思う。公園や道路の街灯のＬＥＤ化やエコポリスセンターなど電気も脱炭素に変わった施設があるのは良いことであるが、説明看板をつけることで、「見える化」につながる。美術館の改修はどこがエコで、どの程度省エネになったかなどを掲示すると、区民や事業者の参考になる。エコポリスセンターはもっと多面的に活用しアピールしてほしい。本庁舎は緑化や省エネ、公園の崖線樹林地はヒートアイランドの緩和やグリーンインフラ（自然が持つ恩恵）として位置づける。板橋区は緑のカーテンばかり強調されるが、緑のカーテンは樹木にはかなわないが、樹木のないところで活用されるのはよいと思う。 | ご意見を参考に、ＬＥＤ化や電気の脱炭素化、緑化や省エネ、ヒートアイランドの緩和やグリーンインフラなど、省エネや二酸化炭素削減の取組が区民・事業者にわかりやすく紹介できるよう、エコポリスセンターの活用も含めて、工夫して取り組んでまいります。 |
| ９ | 既存の建築物は省エネを考えずにつくられている。高齢化等によって世帯規模が小さくなるとエネルギー効率も悪くなる。家庭ではどんな工夫が可能なのか。アイディア募集する等、提案がほしい。 | 「いたばし環境アクションポイント事業」など、省エネに関する事業を実施する際には、家庭でどんな省エネの工夫が可能なのか意見を募集し、周知できるように対応いたします。 |
| 10 | 第３章将来像の実現に向けた取組 | 地域にある電力会社と連携し、公共施設の全てでなくても先ずは一部でも、自然エネルギーに替えることはできないか。 | 令和３年度以降、区役所本庁舎や情報処理センターにおいて自然エネルギーである再生可能エネルギー（バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光及び太陽熱、水力、風力）100％の電気を導入し、今後、導入施設拡大を図ってまいります。 |
| 11 | 金銭的にも余裕がなく、地球温暖化は他人事であり、今まで通りの暮らし方で十分と思っている方々と問題を共有することは、難しい部分でもあると思う。 | 国や東京都の補助制度と併せて地球温暖化対策の必要性について、広く周知を図っていきます。また、省エネの取組成果に応じてポイントを付与し、区内共通商品券と交換できる「いたばし環境アクションポイント事業」など、区民・事業者等地域ぐるみで取り組める施策を推進していきます。 |
| 12 | 住居や自家用車をどのように変えていくことができるか、その費用はどれぐらいかかるのか、助成金は使えるのか、区民にわかりやすく伝わるよう、そして生活しやすい板橋区になるようお願いしたい。 |
| 13 | 基本方針Ⅰの高効率給湯器について、これは夜間の原子力発電を利用しようということであるが、深夜も通して運転し続けるため、発する低周波の被害に悩まされる人が多い。区として薦める商品としては不適当だと思う。 | 低周波音については環境省発行の「低周波音問題対応の手引書」等をもとにメーカー側も対応を進めております。高効率給湯器については、夜間の原子力発電の利用を推奨するものであるとは考えておりません。夜間の安い電気を使用して空気の熱を使ってお湯を沸かすタイプや、ガスを使用して今まで捨てていた熱までお湯づくりに再利用するタイプがありますが、電気やガスの節約につながると考えています。 |
| 14 | 基本方針Ⅱ-3「緑化の推進」で、「公園をリニューアルする」が記載されているが、草一本生えないような人工的な公園にしてほしくない。雑草が生え、虫や鳥もたくさん来るような、子どもたちが自然と友達になれるような公園にしてほしい。 | 「板橋区緑の基本計画2025」では緑被率・公園率・緑に関する区民満足度の目標を掲げ、「生物多様性の向上による生態系の保全と再生」についても取り組むこととしており、連携した対応を検討してまいります。 |
| 15 | 基本方針Ⅲ-２「環境産業振興の促進」の中で、プラスチックに替えられる自然のもの（木・紙・木綿など）を原料とした商品や、扱う店の紹介など、区民が利用できるようにしてほしい。このことは基本方針Ⅳ-２で「グリーン購入を実践する」と書かれているが、具体的に示してほしい。 | 特定の商品や店の紹介などは難しいと考えますが、グリーン購入について具体的な説明となるよう反映しています。 |
| 16 | 第３章将来像の実現に向けた取組 | 基本方針Ⅴ-１「環境教育の推進」のＳＤＧｓと環境についての理解を深めるという部分は、自然環境・社会環境をつくる生命を基本に置いた教育こそがＳＤＧｓの精神だと思うので、幼児・小学生だけでなく中学生・高校生にまで継続する環境教育を具体的に示していくことが大事だと思う。彼らには小学生などを指導する立場になるような講座など、具体的な対策を示し、板橋区を挙げて取り組んでもらいたい。 | 「板橋区環境教育推進プラン2025」では、イベントや講座等の参加対象を幼児・小中学生・高校生・大学生等・大人として区分し、幅広い世代に参加の機会を提供しており、連携した対応を検討してまいります。 |
| 17 | 基本方針Ⅴ-３「パートナーシップの推進」では、最上町などとの間でパートナーシップを深化させるとあるがさらに、発電源として十分な潜在能力がある「地熱」での発電をしている地域との交流や、木材やバイオマスなどの発電をしているところとの交流も必要ではないか。太陽光や風力などでは量的に足りず、原発や石炭でも仕方ないと思わせないためにも、日本全体として自然エネルギー・再生可能エネルギーの取組を考えるときではないか。 | 自然エネルギーである再生可能エネルギー導入の取組とＳＤＧｓの目標達成を進めるため、必要に応じ「地熱」での発電や木材やバイオマスなどの発電をしている地域や自治体等と交流を検討してまいります。 |
| 18 | 「2050年へのゼロミッション」の方針であるが、ＣＯ２が少なくなれば‘原子力発電もあり’ということになりかねない。原子力発電は発電中そして発電後も放射線を出し続け、放射線がなくなるのに何百年もかかるという危険なものである。計画に原発をなくす方向性を具体的に示し、それを目標に加えてほしい。 | 原子力発電については、エネルギー政策の一環として国が所管しており、区として明言することはできません。本計画では第３章の基本方針Ⅰに基づき、再生可能エネルギー（バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光及び太陽熱、水力、風力）100％の電気を区施設へ率先して導入し、区民・事業者へも普及を図りたいと考えています。 |
| 19 | P54には太陽光発電が可能な屋根の利用率が現状は５％とあるが、行政施設の屋根の利用率は何％なのか、行政施設の屋根を活用するために、民活による「屋根貸し」の可能性を考えられないか。電気は送電ロスもあり、太陽光発電で森林が伐採されている状況を見るにつけ、再生可能エネルギーの地産地消をめざし、地元事業者と共同で推進する板橋方式を開発・推進してほしい。 | 行政施設の屋根の利用率については把握していませんが、令和２年度時点では、区役所本庁舎南館をはじめ、区立小中学校を含む45施設において太陽光発電システムが導入されています。ご意見を参考に、民活による「屋根貸し」や再生可能エネルギーの地産地消をめざした地元事業者との共同推進については、施設の改修計画や耐久性等に鑑みながら対応を検討してまいります。 |
| 20 | 第３章将来像の実現に向けた取組 | 高齢者が町に出ても安全で花鳥風月が楽しめ、緑の木陰があり、ちょっと立ち寄る店等、腰を下ろすベンチがあるようなまちや、遠くまで出かけなくても身近に気持ちよく暮らせるまちづくりを希望している。脱炭素と一体となったスマートシティを推進してほしい。 | 板橋・大山・上板橋・高島平地域において、環境に配慮したまちづくり(スマートシティ)を進める中で、「便利で快適に暮らせるまちづくり」という視点も考慮しながら温暖化対策を推進していきます。 |
| 21 | 基本方針Ⅱ-３「緑化の推進」の中身は、緑のカーテン、農業、民有地の緑化指導、公園の整備とリニューアルがあげられ、民間の崖線樹林地の多くが開発されて消えつつある中、公園の樹林地は貴重な存在である。にもかかわらず、伐採や強剪定、下刈りで荒廃が進んでいる。樹林地管理指針を策定し、行政として自然を守ってほしい。 | 樹林地管理指針ではありませんが、「板橋区緑の基本計画2025」の「公園の整備とリニューアル」において、「公園樹木の管理手法についての検討を行い、生物多様性の向上をめざす」こととしています。対応については、連携しながら検討してまいります。 |
| 22 | リサイクルプラザの家具のリサイクル、エコポリスセンターのフリーマーケットを気軽に利用できる仕組みが必要である。リサイクルの推進は、リサイクルを推進する課、エコポリスセンター等での展示や啓発により普及を図ってほしい。 | 今後もリサイクルやフリーマーケットを気軽に購入できる仕組みを維持しつつ、関係各課と連携してリサイクルの推進・普及を図っていきます。 |
| 23 | 小学校高学年から中学生、成人向けの学習の機会が非常に少ない。学校における環境教育は教科として進められているのだろうか。環境問題は複雑に関わっており、教師を対象とした専門家による勉強会なども必要ではないか。 | 「板橋区環境教育推進プラン2025」では、教師を対象とした専門家による勉強会等において、講師による環境研修を実施するほか、学校においては専門家である外部人材を活用した環境学習を進めています。引き続き環境教育の充実を図っていきます。 |
| 24 | 東京都は神田川、石神井川、白子川に調節池をつくり、白子川源流に新たな調節池をつくる予定である。公共施設に雨水浸透施設を設置することは、洪水対策として重要な施策であり、従前から実施されていたはずであるが、ここで再確認し強化してほしい。公園緑地では樹林地も地面は裸地で、ちょっとした雨でも土砂が流出するのを何度も目撃している。土を大事にする農地ではこのような現象はない。公園緑地では緑地の保水が全く考慮されておらず、残念で | 区の公共施設及び大規模民間施設における雨水流出抑制施設の設置等を進め、水害対策を図っていきます。また、公園緑地については、「板橋区緑の基本計画2025」に基づき老朽化した公園のリニューアルを行い、公園樹木の管理に努めていきます。 |
|  | 第３章将来像の実現に向けた取組 | ある。しっかり対策を講じてほしい。 |  |
| 25 | ゼロカーボンが区行政全体に関わるものでも、策定された計画の内容が関係する部署の職員には伝わらない。建築行政や公園行政、商工振興などの部門が主体となって動く仕組みがほしい。問題を共有するために、部ごとに係長クラスの職員を集めた説明会や検討会を開いて、課題を整理し、事業としてできることを洗い出すことが有効かと思う。縦割りではよい結果は得られない。また、教育の場としてリサイクルプラザやエコポリスセンターだけでなく、教育委員会、消費者行政、社会教育、地域センターなどとの連携をしてほしい。 | 計画の策定過程においては、全庁的な会議体である「エコポリス板橋」推進本部や幹事会で検討を行っています。また、課題や事業の実施に関しては、必要に応じて建築行政や公園行政、商工振興などの部門とも連携して対応してまいります。環境教育の場としては、環境関連施設だけでなく、教育委員会や消費者センター、地域センター等とも連携し、区民に広く計画の内容が伝わるよう努めます。 |
| 26 | 省エネ対策には、効果的な設備更新も必要である。冒頭の「具体的な省エネ対策」の説明の一部を、「区民・事業者の自発的な行動変容や効果的な設備更新を促すことを目的に、・・・」としてはどうか。 | 具体的な省エネ対策についての記載となるよう反映していきます。 |
| 27 | 建物の断熱化については、新築や改修の際に十分な断熱対策が行われるよう、地域工務店への情報提供や支援・連携を行うことを追記してほしい。また、簡易的な内窓の設置など、ＤＩＹでできる断熱についても情報提供や指導・アドバイスなど入れてほしい。 | 「建物の断熱化」について、新築や改修の際に十分な断熱対策が行われるよう、文言を追記します。また、地域工務店をはじめとした事業者とも連携し、簡易的な断熱の方法なども含めた情報提供などの支援を行ってまいります。 |
| 28 | 区施設や公共施設でのエネルギー・環境の取組については、ぜひ率先した最先端の取組を行い、その内容を区民にわかるように、表示・発言してほしい。 | 区施設や公共施設でのエネルギー・環境の取組について、ＺＥＨやＺＥＢの導入を検討するなど、最先端の取組をめざし、区民にもわかるような資料を活用し周知を行っていきます。 |
| 29 | 区役所や公共施設での再生可能エネルギー電気の導入について、「区役所本庁舎及び情報処理センターにおいて再生可能エネルギー100％電力を率先して調達し、その他の区施設へも順次導入していく。」という方針は良い。そのうえで、調達する再生可能エネルギーの内容(持続可能性、追加 | 基本方針Ⅰ-3の施策「1　住宅・建築物への再生可能エネルギー等の導入」において、地元産の再生可能エネルギーの利用を図り、重視していくことを目的に、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの導入などの記述を反映しています。 |
|  | 第３章将来像の実現に向けた取組 | 性、地域性)についても注目してほしい。地元の電力会社や地元の再生可能エネルギー電源(太陽光発電など)を重視し、連携していくことも追記してほしい。 |  |
| 30 | 山形県最上町との間の木材利用に関する交流パートナーシップについては、再生可能エネルギー利用に関する連携や、環境教育、観光交流などにも発展させてほしい。 | 山形県最上町との覚書を受け、再生可能エネルギー利用に関する連携や、環境教育、観光交流についてどのような発展が可能か、計画を実行する中で検討してまいります。 |
| 31 | コラム「地球にやさしい電気を選ぼう」について、二酸化炭素排出だけでなく、「地域でのお金の循環」や「持続可能な再エネを選ぶ」の視点も追記してほしい。 | 再生可能エネルギー由来の電気が「地域でのお金の循環」や「持続可能」なものである旨の記述を反映しています。 |
| 32 | 59ページのイメージ図について、区外の地域（姉妹都市やパートナーシップのある自治体など）との連携についても、描いてはどうか。 | 他自治体等との連携もより重要になると考えられるため、「他自治体等との連携による地球温暖化対策」について反映しています。 |
| 33 | 参考資料４板橋区における温室効果ガス排出量の現状と将来予測 | 対策として「区民の生活を制限することなく取り組める対策を強化する」とあり、家庭での省エネやリサイクル等の取組は不要なのだろうか。新技術頼みでなく、まず現実的な脱炭素をしっかり計画し進めてほしい。 | 対策として他にも「温室効果ガス削減にも貢献できるような施策を実施する」を記載しており、そこで「いたばし環境アクションポイント事業」をはじめとした家庭での省エネやリサイクル等の取組も含めて進めてまいります。 |